国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査 〈改善通知に対する改善措置状況〉(概要)

当局が平成19年4月24日、「国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査」の結果に基づき、改善方策を提示した22機関における平成19年7月31日現在の改善措置状況は、次のとおりである(なお、各機関における改善状況の詳細については、別紙「国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査結果に基づく所見表示事項とその回答の対照表」参照。)。

当局の所見表示事項	各機関における改善措置状況
1 国の出先機関における取組の推進	
(1) 地方支分部局等	
① 計画的かつ適切に温室効果ガスの削減及び排出量管理を行え	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(6機関)
るよう削減計画を作成すること(12 機関)。	○ 一応の改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(1機関)
	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(3機関)
	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受けて行うとするもの (2機関)
② 削減計画において、排出量目標を設定するに当たっては、削	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(2機関)
減対象とする燃料等を限定せずに適切に設定すること (2機	
関)。	
③ 政府目標等に対する目標達成の進捗状況を把握し、当該進捗	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(6機関)
状況に応じ必要な対策が講じられるよう政府目標の基準年度の	○ 一応の改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(1機関)
燃料使用量等又は排出量実績の月別の把握に努めること、また、	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(1機関)
排出量目標を設定すること(14 機関)。	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受けて行うとするもの (6機関)
④ 温室効果ガスを計画的かつ適切に削減するための推進体制を	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(6機関)
整備するとともに、職員が取り組むための行動ルール等を作成	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(4機関)
し、その徹底を図ること(13 機関)。	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受け行うとするもの (3機関)
(2) 合同庁舎	
① 計画的かつ適切に温室効果ガスの削減及び排出量管理を行え	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時をようするもの(2機関)
るよう削減計画を作成すること。また、管理官署となっている	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(4機関)
下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、削減	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受け行うとするもの(1機関)
計画の作成に係る指示を徹底すること (7機関)。	

当局の所見表示事項	各機関における改善措置状況
② 目標達成の進捗状況に応じ必要な対策が講じられるよう、基	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(1機関)
準年度の燃料使用量等又は排出量実績の月別の把握に努めるこ	
と。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機	
関は、当該下部機関に対し、同様の措置を講ずるよう指導する	
こと (1機関)。	
③ 合同庁舎全体の温室効果ガスの温室効果ガスの削減目標と排	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの (3機関)
出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる情報	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(2機関)
を作成する等、入居官署間との情報の共有を図ること。また、	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受け行うとするもの (2機関)
管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該	
下部機関に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること(7機	
関)。	
④ 合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを作	○ 改善措置が採られたが、その実効を上げるのに日時を要するもの(2機関)
成し、その徹底を図ること。また、管理官署となっている下部	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(2機関)
機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、同様の措	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受けて行うとするもの (2機関)
置を講ずるよう指導すること(6機関)。	
⑤ 他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための推奨	○ 改善措置が採られ、その実効が上がったもの(3機関)
的取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検	○ 改善措置を採ることが具体的に予定されているもの(4機関)
討すること。また、管理官署となっている下部機関を有するブ	○ 改善措置を採ることにつき本省庁の指示を受けて行うとするもの (3機関)
ロック機関は、当該下部機関に対し、同様の検討を行うよう指	
導すること (10 機関)。	
2 地方公共団体実行計画の策定の推進	
北海道地方環境事務所は、地域における地球温暖化対策を推進	○ 一応の改善措置が採られたが、その効果の確保について今後の推移を見守る必要
する観点から、これまでの取組に加え、地方公共団体実行計画の	がある(1機関)
未策定市町村に対して、計画の策定について一層の周知徹底を図	
るとともに、これら市町村における取組状況等の実態を把握した	
うえ、関係機関と連携し、新たな支援対策を検討する必要がある。	